

第 39 号 議 案

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和 2 年長崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前		
（開場の期日） 第 5 条 魚市場は、次に掲げる日（以下「休業日」という。）を除き、毎日開場する。 (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 略 2 及び 3 略 別表（第10条関係）				（開場の期日） 第 5 条 魚市場は、次に掲げる日（以下「休業日」という。）を除き、毎日開場する。 (1) 日曜日 (2) 略 2 及び 3 略 別表（第10条関係）		
	区分	単位	金額	区分	単位	金額
	略			略		
	立替区画使用料	卸売場西棟	1区画当たり1月につき	立替区画使用料（卸売場西棟）	1区画当たり1月につき	66,000円
		卸売場東棟	1区画当たり1月につき			52,800円

棟	
備考 略	備考 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

長崎県地方卸売市場長崎魚市場の施設整備及び新たな休業日の制定に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。